

瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成28年5月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第23号

瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則（昭和49年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課長等の設置及び職務) 第4条 課に課長、課長補佐及び主査を置き、 <u>主幹</u> 、専門員及び主事を置くことができる。	(課長等の設置及び職務) 第4条 課に課長、課長補佐及び主査を置き、専門員及び主事を置くことができる。
2 <省略>	2 <省略>
<u>3 主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。</u>	
<u>4</u> <省略>	<u>3</u> <省略>
<u>5</u> <省略>	<u>4</u> <省略>
<u>6</u> <省略>	<u>5</u> <省略>
<u>7</u> <省略>	<u>6</u> <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。